

市民創造の森 整備構想(案)について

[環境部環境衛生課]

■市民創造の森

「市民創造の森」は、ほしだ地域内の金剛生駒紀泉国定公園・近郊緑地保全区域及びその周辺に位置する都市近郊の貴重な緑のオープン・スペースとして整備が期待され、平成元年に「市民創造の森整備推進ゾーン構想」が策定された。

しかしながら、当初構想の策定後、一部造成工事を経てすでに40年近くが経過し、現状の一部は急峻な崖地を形成しており、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、災害の未然防止対策の必要に迫られている。

■現状把握とゾーンの見直し

当初構想においては、整備推進ゾーンの整備内容にレジャー施設等が含まれており、市街化調整区域では整備できない用途・規模の建築が予定されていた。そのため、市民創造の森の区域は自然公園区域(市街化調整区域)だけでなく、市街化区域も含んでいた。

当初構想の策定から40年近くが経過し、レクリエーション関連での新たな公共建築物の整備は時代にそぐわない内容となっているため、本構想では新たな建築物の整備は想定しない。

従って、本来市街化を促進すべき区域である市街化区域を、里山保全のための施設「市民創造の森」として活用することは都市計画の意図に反するため、市街化区域である森2、森3-1については整備内容を踏まえて市民創造の森の区域から除外とするかを再度検討することとした。

市民創造の森 整備構想(案)について

[環境部環境衛生課]

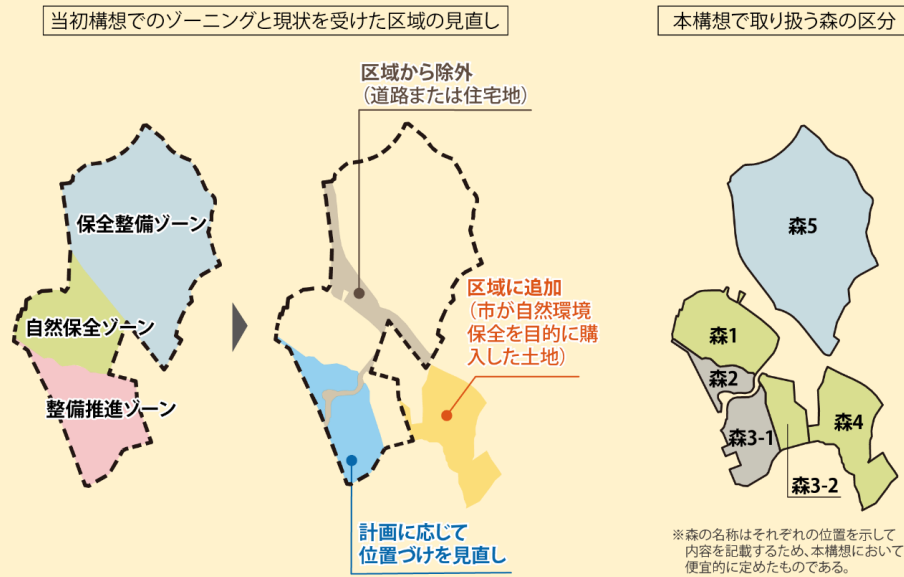


図 市民創造の森区域の見直し及び森の区分

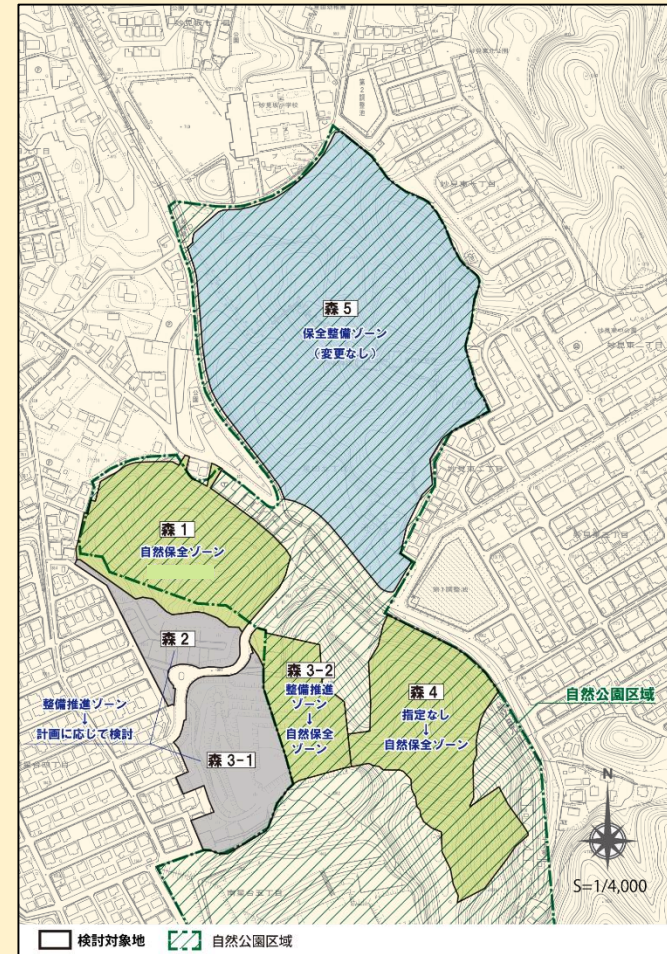


図 自然公園区域の指定範囲及びゾーンの見直し結果

市民創造の森 整備構想(案)について

[環境部環境衛生課]

■整備方針

○災害リスクの低減

計画地内に指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、近年頻発化している豪雨災害や30年以内の発生確率が70～80%といわれる南海トラフ巨大地震などの地震災害を未然に防止するため、早急に対策を講じる方針とする。

また、市民創造の森は、地震等の災害発生時は一時避難場所として活用する方針とする。

○市民が親しみやすいレクリエーション活動の場の創出

「市民創造の森」は市街地周辺の日常圏域内において、良好な自然林を基調に、昆虫や小鳥の保護をはじめ、自然環境を保全しつつ、住民がそれらとふれあい観察するための周辺環境と調和する施設である。

市民創造の森は周辺住民にとって、「里山」としての立地にある。周辺住民からは「市民創造の森」を活用したいとの要望があり、開放すれば周辺住民の憩いの場とした利用が見込める。

これらを踏まえ、「市民創造の森」計画当初のコンセプトである自然環境の保全、市民と自然とのふれあいを踏襲し、周辺住民にとって憩い・やすらぎのある空間が創造できるよう、利用者でつくり・そだてる市民参画型のレクリエーション活動の場を創出することを整備方針とする。

■ゾーンごとの整備方針・内容

当初構想の目的は、土砂採取跡地の防災対策を兼ねた、自然環境の保全、創出及び市民のレクリエーション文化活動の場の確保を図ることとされていた。

当初構想策定後40年近くが経過し、社会情勢も大きく変化している。これを踏まえ、土砂採取跡地の防災対策及び自然環境の保全を目的とした、現状にふさわしい方向性を新たに示していく。

市民創造の森 整備構想(案)について

[環境部環境衛生課]

	当初構想での整備方針	本構想で新たに目指すべき方向性
森1	<p>【自然保全ゾーン】</p> <p>自然林に昆虫や小鳥や小動物が生息していることから、権利者の協力を得てこの良好な自然環境の保全を図る。</p>	<p>【自然保全ゾーン①】</p> <p>土砂災害警戒等区域の指定解除に向けて急傾斜地対策工事等の防災対策に係る必要最低限の投資を行う。 また、防災対策による土地の改変においては、山林等の適切な維持管理や里山保全等に係る市民活動団体の活動拠点となる場(広場)を創出する。(地域の憩いの場としての活用も行う)</p>
森2、 森3-1	<p>【整備推進ゾーン】</p> <p>土取り跡地の地域であり、修復を兼ねて整備を図ることとしている。従って、周辺自然环境との調和を図り、防災面に留意して、自然観察のための拠点づくりをはじめ、文化施設、軽スポーツ施設、レジャー施設などの整備を図る。</p>	<p>【自然保全ゾーン①】及び【除外地】</p> <p>※一部は自然保全ゾーン①に含む。 残りは当初構想では市民創造の森区域であったが、社会情勢の変化を踏まえ、都市計画における用途地域に即した、地域住民の安心で快適な住環境に配慮した利用方法を検討するため、市民創造の森区域から除外する。</p>
森3-2		<p>【自然保全ゾーン②】</p> <p>構想における整備エリアであったが、社会情勢の変化も踏まえ、自然を維持した状態を保つように維持管理を行う。</p>

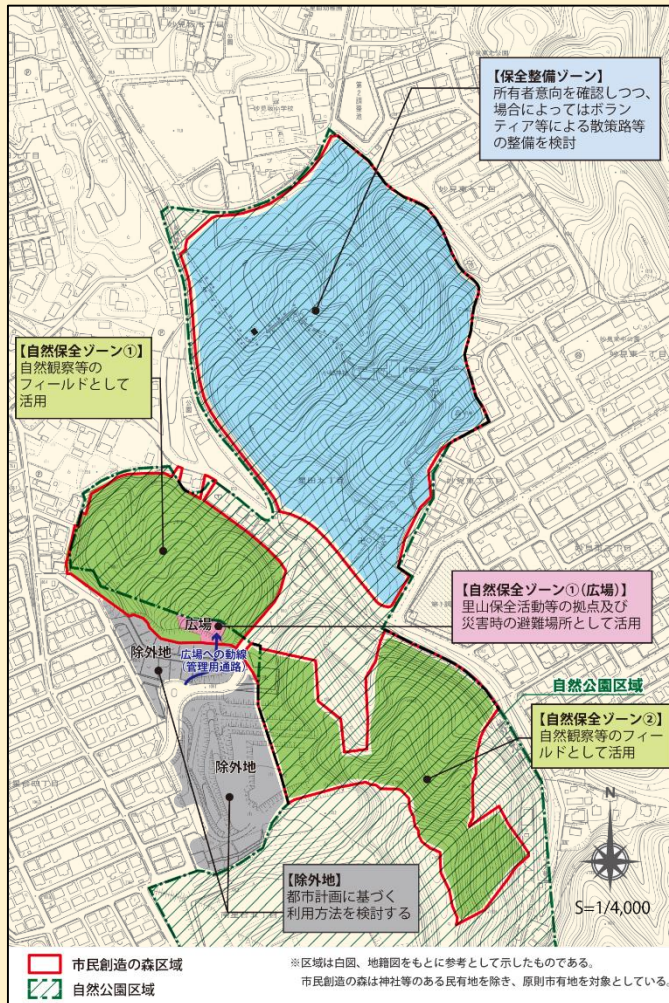
市民創造の森 整備構想(案)について

[環境部環境衛生課]

	当初構想での整備方針	本構想で新たに目指すべき方向性
森4		<p>【自然保全ゾーン②】</p> <p>自然林を維持した状態であることから、今後とも住宅地が隣接する里山として必要な維持管理を行う。</p>
森5	<p>【保全整備ゾーン】</p> <p>星田妙見宮鎮守の森及び市有地で形成されている。従って現存する良好な自然環境の維持増進に努めるとともに、住民の憩いや安らぎの場、およびコミュニティ活動の場としての整備を図る。</p>	<p>【保全整備ゾーン】</p> <p>星田妙見宮鎮守の森及び市有地で形成されており、市有地においては、桜の植樹を行うなど良好な自然環境が維持されている。今後とも良好な自然環境を維持すべく、植樹された樹木の手入れや下草の除草など適切な管理に努めていく。</p>

市民創造の森 整備構想(案)について

[環境部環境衛生課]



ゾーニング図

■広場の創出とその活用方法

①広場創出の目的

現在、市民活動団体が自然保全ゾーン①において里山保全活動及び市民参加型の自然を学ぶ教室等を開催している。しかし、自然地内での活動であり斜面地や草木も多く安全性が危惧されることから、近接して広場を設け、活動拠点として利用することで更なる利用促進を図る。

さらに、災害時には避難場所として活用できることの周知も兼ねて、さまざまなイベント等催事の会場や子どもたちが遊ぶ場として、日頃から周辺住民が利用する場を整備する。

②広場創出により期待される効果

●将来にわたって里山等の自然環境の維持が行われる

将来にわたって里山等の自然環境を維持していくためには、第二次環境基本計画にも掲げているとおり、これまでと同様に豊富な知識と経験を有する市民団体と行政が協力して、里山等の整備、維持管理活動を進めていく必要がある。

市民創造の森 整備構想(案)について

[環境部環境衛生課]

●里山保全のめざすべき姿の具現化(シンボリックな里山の創出)

第二次環境基本計画の活動を実施し、「市民創造の森」を再生することで、市域における目指すべき里山景観の創出(シンボリックな里山の創出)を目指す。

③広場の活用方法

●里山保全の活動の拠点

広場創出の目的に記載したように、自然保全ゾーン①で実施している竹林の維持管理等の里山保全活動の範囲や内容を拡大し、市民での里山保全活動を活性化するための活動拠点として活用する。

●環境学習や市民等の活動の拠点

近隣小学校が理科や総合等の教科での環境学習の一環として、「市民創造の森」でフィールドワークを行うことや市民活動団体における市民向けの環境教室を想定する。

広場の具体的な利用方法としては、以下を想定している。

- ・まき割りや間伐材を用いた工作(丸太階段の部材や木のおもちゃなど)
- ・竹を使用した工作(門松づくりやリース作りなど)
- ・休憩スペース(丸太のイス作りなど)
- ・生き物観察(虫捕りなど)

●その他

地域による防災訓練など